

医療安全管理指針

患者様が安心して治療が受けられるよう安全で質の高い医療の提供に向けての安全管理体制を確保する為に、医療安全の基本的な考え方を以下のとおり定める。

1. 医療安全に関する基本的な考え方

患者様が安心して診断治療を受けられるよう安全で質の高い医療の提供の為に、安全管理体制を、確保することに主眼を置き、病院全体で医療事故防止に取り組む。

2. 委員会等の組織に関する基本的事項

- 1) 医療安全管理に関する意思決定機関として各部門からの代表者で構成する院内医療安全委員会を月1回開催し、医療安全に関する事項を検討する。
- 2) 委員会の規程については、「医療安全管理規程」に定める。
- 3) 医療安全委員会は医療事故及び医療事故につながるとされる事例の収集に努め検討した結果により対策を講じる。
- 4) 必要な情報については医療従事者にフィードバックし病院全体で共有する。
- 5) 医療安全委員会は各委員会と連携し医療事故防止に努める。

3. 職員研修に関する基本的事項

- 1) 医療事故防止対策の基本的な考え方及び具体策について職員へ周知徹底を図るため年2回の研修会を開催する。
- 2) 研修会の参加人数、実施内容については記録に残す。

4. 医療事故発生時対応に関する基本方針

- 1) 医療事故が発生した場合は先ず必要と考えられる医療上の最善の処置を速やかに講じる事を優先する。
- 2) 患者様やご家族に対しその身体、精神状態を考慮しつつ事実を誠実にかつ速やかに説明をする。
- 3) 必要時は、緊急会議を行う。
- 4) 委員会は速やかに発生の要因を追求し改善策を立案、実施する。

5. 指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、患者様・ご家族等の閲覧を可能とする。

6. 患者からの相談への対応に関する基本方針

患者様・ご家族等からの相談及び苦情等に適切に応じるため「相談窓口」を設置する。相談及び苦情等のうち、医療の安全に係る内容のものは、安全対策等の見直しにも活用する。また、相談したことにより患者様・ご家族等に不利益が発生しないように配慮する。

7. その他医療安全管理推進の為に必要な基本方針

医療安全推進のため、詳細について職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルの定期的な見直し、改定を行う。

2025年4月1日

成田リハビリテーション病院病院長